

事務連絡
令和3年4月30日

各県立学校長 様

総務課長
教職員課長

教職員の会食に関する全調査の実施について（依頼）

県内で新型コロナウイルス感染症が発生してから1年余りが経ちました。感染の再拡大により、4月25日からは3度目の「緊急事態宣言」が発出されるなど、極めて厳しい状況が続いています。

3月中旬以降、教職員の感染も増加するとともに、感染した家族の濃厚接触者となるケースも増えています。

今一度、県民・事業者等に対し、感染防止対策への協力を要請していることを十分に自覚し、教職員一人ひとりが率先して感染防止対策の徹底に取り組むことが必要です。

については、各校の教職員の感染防止対策の現状を把握し、教職員自身の行動様式等を振り返り、感染防止対策を再確認するとともに、今後の感染防止対策の徹底を図るため、標記の調査に御協力願います。

記

1 調査内容

「教職員の会食に関する全調査の実施について」のとおり

2 調査対象（県立学校に4月1日から現時点で在籍する教職員）

- (1) 正規教職員（管理職・再任用教職員含む）
- (2) 非正規教職員（臨時的任用職員〈代替も含む〉）

※ 会計年度任用職員（時間講師等）は対象外

3 提出期日及び方法

令和3年5月6日（木）までに、各地区担当管理主事に提出願います。

4 送付資料

- ・教職員の会食に関する全調査の実施について
- ・別紙 飲食店等に対する営業時間短縮要請・会食の自粛（対処方針）
- ・調査様式（様式1・2及び記入例・3）

令和3年4月30日

教職員の会食に関する全調査の実施について

1 調査対象期間

令和3年3月1日（月）～4月24日（土）

※ 2回目の緊急事態宣言解除後の年度末及び年度始め

2 対象職員

4月1日時点で貴校に在職している教職員（管理職、再任用教職員、臨時的任用職員含む）のうち、調査対象期間内に教職員であった者（3月時点で県の他所属勤務の者含む） ※会計年度任用職員は対象外

例：3月末まで学生であった者や本県教職員以外の者は、3月中は対象外
県の他所属から現所属に転入した者は、現所属で回答

3 調査事項

下記（1）または（2）に該当する者

（1）同居家族を除く5人以上の会食（飲酒を伴わない会食、昼食を含む）

- ・会食とは、職場等での歓送迎会はもちろんのこと、個人的な飲み会、昼食での外食、職場での1つのテーブルに集まったのランチを含む。
- ・5人以上のグループで4人以下の単位で座席を分割した場合も含む。
- ・教職員が、県職員以外の者と会食した場合も含む。

（様式2へは、県職員以外の者は氏名記載不要、所属名の代わりに「友人」、「保護者」等と記載。）

- ・病気休暇取得中、育児休暇等取得中の者は可能な限り調査

（2）営業時間短縮の要請を行った時間以降の会食（要請対象地域における会食）

- ・別紙（対処方針）参考

4 調査方法

① 各所属の管理職による教職員への聞き取り調査

全教職員に調査を周知し、申し出た者から聞き取り。

② 教職員課管理主事（地区担当）までメールで回答願います。

様式1 該当無しの場合も含め、全校記載の上回答願います。

様式2 様式1のA欄またはC欄が「有」の場合に記入願います。

様式3 病気休暇等取得中により聞き取りができなかった教職員がいましたら記入願います。

5 回答期限

5月6日（木）

飲食店等に対する営業時間短縮要請・会食の自粛（対処方針）

日付	緊急事態 措置等	営業時間短縮要請等		会食の自粛
		営業時間	酒類提供	
1/12		午後9時まで ※神戸、阪神南	—	
1/14	緊急事態 措置	午後8時まで ※全県	午後7時まで ※全県	
3/1	措置解除	午後9時まで ※全県	午後8時まで ※全県	
3/4				会食は同居家族を除き、1 グループ4人以内とし、長時 間の飲食は控え、会話の際 は扇子やマスク等により、 飛沫を防止すること
3/8		午後9時まで ※神戸、阪神南	午後8時半まで ※神戸・阪神南	
4/1		午後9時まで ※全県	午後8時半まで ※全県	
4/5	まん延等防止 措置	午後8時まで ※神戸、阪神南	午後7時まで ※神戸、阪神南	
4/22		午後8時まで ※阪神北、明石	午後7時まで ※阪神北、明石	
4/24				
4/25	緊急事態 措置		休業	

教職員の会食に関する調査票

学校名		(A) 5人以上のグループで 会食した職員の有無 (同居家族を除く)	(B) 4人以下の単位で座 席を分割して会食	(C) 短縮要請時間以 降に会食した職員 の有無	調査人数
〇〇学校	—	無		無	〇名

※B欄は、A欄が「有」の場合に記入すること

※A欄またはC欄が「有」の場合は、様式2についても記入すること

教職員の会食に関する調査 QA

(報告判断のポイント)

- ① 5人以上の会食、飲み会等（同居家族は除く）
 - ② 時短営業時間外
- 上記のうち、どちらかに該当する場合は、報告すること。

○ 目的、処分等について

Q1 何の目的で調査をするのか。

(原因)

3月以降、教職員の感染者及び濃厚接触者に指定される者が増加していること。
特定はできないが、行動様式に起因すると思われるものが増えてきたこと。

(目的)

教職員の行動様式等の感染防止対策の状況を把握し、自身の行動様式を振り返り、感染防止対策について再確認するとともに、今後の感染防止対策の徹底を図るため。

Q2 処分はあるのか

処分を行うかどうかも含め検討している。

○ 調査対象者及び報告等について

Q3 店以外の会食も報告するのか。

5人以上であれば、報告すること。

Q4 衝立や換気等の感染防止対策をとっている店での飲食は、報告するのか。

店の感染対策の有無に関係なく、5人以上の場合は要報告。

Q5 時短営業等の対象地域以外での飲食も報告するのか。

5人以上の場合は要報告。

4人以下の場合で時短営業時間内は、報告不要。しかし時短営業時間を超えての飲食は要報告。

Q6 3月に退職した者も調査するのか。

4月1日時点で在職の者なので、必要なし。

Q7 4月に他校に異動した者はどうするのか。

現職であれば、現任校で3月からの期間内について調査、報告をする。

Q8 3月まで現職（または再任用）で4月から常勤講師の場合は調査するのか。

常勤講師の場合（ただし、現在、時間講師は除く）は、調査期間内において、現任校で調査をする。

Q9 初任者は調査するのか。

新卒者は、4月1日以降について報告すること。

既卒者で本県常勤講師後、新採用の場合は期間内において報告すること。

他府県からの新任者は、4月1日以降について報告すること。

Q10 常勤講師については調査するのか。

3月まで本県常勤講師で、4月以降も本県常勤講師をしている場合は報告すること。

3月まで時間講師で4月以降常勤講師の場合は、4月1日以降の報告をすること。

その他、判断に迷うようなケースは、こちらで判断しますので、一旦ご報告いただきますようお願いいたします。